

(仮称)板橋区生産緑地地区の区域の規模に関する条例案の パブリックコメントの実施について

生産緑地法の改正に伴い、生産緑地地区の指定面積の引き下げをする条例制定を進めており、これに伴いパブリックコメントを実施する。

1 条例制定の理由

(1) 都市の農地をめぐる情勢

近年、地元産の新鮮な農産物の評価や農業に対する地域コミュニティ意識の高まり、防災意識の向上による農地の役割への期待、また、緑のやすらぎ、景観形成に果たす役割への期待など農地に関する状況の変化により、平成27年4月に都市農業振興基本法が制定されたことを受け、平成28年5月に閣議決定された都市農業振興基本計画では、都市農地の位置づけを「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全する方向性が示された。

平成29年6月に生産緑地法等の関連する法律が改正され、生産緑地地区を定めることができる農地の区域の規模（500㎡以上）を、地域の実情に応じ、区の条例によって300㎡まで面積を引き下げられるようになった。

(2) 区内の状況

区においては、平成4年から生産緑地地区の指定を行っており、平成4年及び平成5年には約55haの農地のうち、98か所・約14.8haを生産緑地地区に指定した。しかし、生産緑地地区の面積は指定当初と比べ減少し、また、平成28年8月現在の農地面積は約21.6haとなっており、平成5年と比較すると半分以下に減少した。

(3) 条例の必要性

区内に残る貴重な農地は、新鮮な農産物の供給や、都市の貴重な緑地、開放的な空間であり、ヒートアイランド現象の緩和や雨水の保全等の環境保全の機能を果たすと共に、防災性の向上や良好な景観の形成といった多様な機能を発揮している。

区は、良好な緑地環境を保全するため、将来に渡って保全すべき農地を生産緑地

地区として都市計画に定めている。

しかし、保全すべき農地であっても、面積の規定により指定できなかつたり、現に指定している生産緑地が農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることで解除されるケースが見られる。

このため、区では、法律の改正を契機に下限面積を300㎡に引き下げ、生産緑地地区の保全を図ることとする。

2 パブリックコメント実施資料

別紙のとおり

3 今後のスケジュール（予定）

- ・パブリックコメントの実施：平成29年12月6日（水）～12月25日（月）
- ・条例案提出：平成30年2月頃（第一回板橋区議会定例会）
- ・条例施行：平成30年3月頃

(仮称) 板橋区生産緑地地区の区域の規模に関する条例案の概要 に対するパブリックコメントについて

1 趣旨

平成27年4月に都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的で、都市農業振興基本法が制定されました。また、平成28年5月に閣議決定された都市農業振興基本計画では、都市農業を再評価し「宅地化すべきもの」から、都市環境を形成する上で「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全する方向性が示されました。

平成29年6月に生産緑地法等の関連する法律が改正され、生産緑地地区を定めることができる農地の区域の規模(500㎡以上)を、地域の実情に応じ、区が条例によって300㎡まで面積を引き下げられるようになりました。区は、法律の改正を契機に下限面積を300㎡に引き下げ、引き続き良好な緑地環境の保全を図っていきます。

このたび、条例案の概要がまとまりましたので、この内容について、区民の皆様のご意見を募集いたします。

2 意見の提出

(1) 募集の対象

(仮称)板橋区生産緑地地区の区域の規模に関する条例案の概要(下記項番4による)

(2) 募集期間

平成29年12月6日(水)～12月25日(月)

(3) 対象者

区内在住・在勤・在学の方、区内事業者、区内で活動する個人・団体等

(4) 閲覧場所

都市計画課(板橋区役所本庁舎北館5階⑮窓口)、区政情報課(本庁舎1階⑦窓口)、赤塚支所都市農業係(赤塚支所庁舎1階窓口)、各区立図書館、板橋区ホームページ

(5) 提出方法

①住所、②氏名(ふりがな)、③法人・各種団体の場合はその所在地・代表者氏名、④在勤・在学の場合は勤務先・学校名とその所在地、⑤区内で活動する団体などは活動内容、⑥条例案の概要に対する意見を記載のうえ(任意の用紙・形式)、直接、郵送、ファックス、電子メール、ホームページにより回答

※提出されたご意見に個別の回答は行いません。ご意見に対する区の考え方は、

後日、ホームページで公表します。

※住所、電話番号、通学先、勤務先、氏名、法人・団体名は公表しません。

※（仮称）板橋区生産緑地地区の区域の規模に関する条例案の概要と関係しないご意見については公表しません。

※結果公表の際には、分類の都合上、いただいたご意見を分割して掲載する場合があります。

（6）提出先

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区役所都市整備部都市計画課土地利用計画担当
電話：03-3579-2552
FAX：03-3579-5436
Eメール：t-tochi@city.itabashi.tokyo.jp

3 制定スケジュール（予定）

- ・パブリックコメントの実施：平成29年12月6日（水）～12月25日（月）
- ・条例施行：平成30年3月頃

4 （仮称）板橋区生産緑地地区の区域の規模に関する条例案の概要

1 目的

この板橋区生産緑地地区の区域の規模に関する条例は、生産緑地法に基づき、板橋区における生産緑地地区に定めることができる区域の規模について定めることを目的とする。

2 規模

生産緑地地区の区域の規模を300平方メートル以上とする。

3 施行予定日

公布の日から施行する。